

5. 栄一種

・医療栄養学科<2025年度>

(1) 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則		本学該当科目			
栄養に係る教育に関する科目	最低修得単位	科目名	単位数 (0.5は2単位)	配当年次	備考
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	2	学校栄養教育論	2°	3	「資格科目」
・食に関する指導の方法に関する事項	2	学校栄養教育実践法	2°	3	「資格科目」
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理・教育課程論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教職論(中高・養・栄)	2°	1	「資格科目」
		教育制度論(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育心理学(中高・養・栄)	2°	1～2	「資格科目」
		特別支援教育(中高・養・栄)	2°	1～2	「資格科目」
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		特別活動の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		教育方法論 総合的な学習の時間の指導法(中高・養・栄)	2°	2	「資格科目」
		生徒指導論	2°	3	「資格科目」
		教育相談(中高・養・栄)	2°	3	「資格科目」
教育実践に関する科目	2	学校栄養教育実習事前事後指導	1°	4	「資格科目」 事前・事後指導
		学校栄養教育実習	1°	4	「資格科目」
	2	教職実践演習(栄養教諭)	2°	4	「資格科目」
法定最低修得単位数 栄教一種22単位		必修合計単位数 栄教一種28単位			

(2) 第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則		本 学 該 当 科 目			
第66条の6に定める科目	最低修得単位	科 目 名	単位数 (0点必修)	配当年次	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2°	1	全学共通科目
体育	2	生涯スポーツの科学	2	2～3	} 2単位以上選択必修。 ただし、健康・スポーツ科学実習 A～Dの内、1単位は修得すること (全学共通科目)
		健康・スポーツ科学実習A	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習B	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習C	1	1～3	
		健康・スポーツ科学実習D	1	1～3	
外国語コミュニケーション	2	English Communication I	2°	1	全学共通科目
		English Communication II	2°	1	全学共通科目
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	情報とコンピュータ I	1°	1	全学共通科目
		情報とコンピュータ II	1°	1	全学共通科目

(注)卒業に必要な単位及び教育職員免許法に定める(1)の22単位に加え、(2)に定める最低必要単位を修得しなければ教育職員免許状授与の所要資格を得ることができません。